

問1 古代の遺跡から発掘された、都へ塩を税として運んだ際の荷札である「木簡」には、その土地の産物を納めた記録が記されています。この木簡に示された税制度の説明として、最も適切なものはどれですか。（2023年 岩手県公立入試 類似）

1. 収穫した稲の3%程度を納めるもので、主に地方の財源となった。
2. 都での労役（労働）の代わりに、布を納めるものであった。
3. 地方ごとの特産物を都に納めるもので、運搬の負担も伴った。
4. 国司の命令により、地方で年間60日を限度に土木工事などを行うものであった。

問2 班田収授法において、与えられた「口分田」をその人が亡くなった際に必ず国へ返還させると定められた、最も大きな理由として考えられるものはどれですか。（2023年 愛媛公立入試 類似）

1. すべての土地と人民は国家のものであるという「公地公民」の原則を維持し、税収の基盤を確保し続けるため。
2. 農民に土地を私有させることで、特定の有力者に土地が集中し、国家が税を取れなくなるのを防ぐため。
3. 墾田永年私財法によって私有地が増えすぎたため、国家が土地を強制的に回収して再分配する必要があったため。
4. 六歳以上の子供に均等に土地を分ける際、土地が不足しないよう常に空き地を確保しておく必要があったため。

問3 律令制度における「調」の制度について、その負担の性質や背景を説明したものととして最も適切なものはどれですか。（2016年 山形県公立入試 類似）

1. 各地の特産物を都まで自力で運ぶ必要があり、運搬の費用や食料も負担者側が用意した。
2. 地方の役所に備蓄するための稲を納めるもので、飢饉の際の救済手段として機能した。
3. 都での肉体労働に従事する義務のことで、主に都の造営や警備のために利用された。
4. 女性や子供を主な対象とした税であり、家庭で作られた工芸品を納めることで免除された。

問4 『万葉集』が編纂された当時はまだ「かな文字」が作られていませんでした。そのため、和歌を書き記す際に用いられた、漢字の意味に関わらず「一字一音」として日本語を表記した手法を何といいますか。（2020年 福島県公立入試 類似）

1. 万葉仮名
2. 絵文字
3. 漢文
4. 甲骨文字

問5 班田収授法によって人々に分け与えられた「区分田」という土地に関して、その仕組みと税負担の関係を説明したものととして正しいものはどれですか。（2018年 岐阜公立入試 類似）

1. 土地の面積に応じて、収穫した稲の一部を納める「租」という税が課された。
2. 都で働く労役の代わりに、布を納める「庸」という税が課された。
3. 地方の特産物を都まで運んで納める「調」という税が課された。
4. 開墾した土地を永久に私有することを認める代わりに、高い税が課された。

問6 律令制下で作成された戸籍において、「筑前」という広域の区分の後に空欄A、「嶋」というその下位の区分の後に空欄B、「戸翻川」というさらに下位の区分の後に空欄Cが続く記述形式が見られる場合、A・B・Cに当てはまる地方行政区分の組み合わせとして適切なものはどれですか。（2023年 青森県公立入試 類似）

1. A:国 B:郡 C:里
2. A:国 B:里 C:郡
3. A:道 B:府 C:県
4. A:藩 B:郡 C:村

問7 奈良時代から平安時代にかけての文化の形成について述べた文として、日本最古の和歌集である『万葉集』の特色をふまえた適切なものはどれですか。（2020年 岐阜公立入試 類似）

1. 天皇の命令によって初めて編纂された「勅撰和歌集」であり、平安時代の国風文化の先駆けとなった。
2. 防人の歌などが収録されており、都の貴族だけでなく地方の人々の生活や感情も反映されている。
3. 全編が漢文で記された日本最古の漢詩集であり、当時の唐風文化の影響を強く受けている。
4. 武士の台頭を背景に、力強く素朴な感情を詠んだ歌が中心となっている。

問8 平城京から平安京へ遷都するまでの期間（奈良時代）の出来事として、当時の社会状況を正しく説明しているものはどれか。（2023年 栃木県公立入試 類似）

1. 聖武天皇の命により、仏教による国家の安泰を祈願して全国に国分寺・国分尼寺が建てられた
2. 菅原道真の建議によって遣唐使が停止され、国風文化が全盛期を迎えた
3. 天皇中心の政治を確立するため、聖徳太子によって冠位十二階や十七条の憲法が制定された
4. 地方の武士団が勢力を強め、関東では平将門が自ら「新皇」と称して朝廷に反旗を翻した

問9 奈良時代の743年に発令された、新しく開墾した土地を永久に自分のものにするのを認めた法律を何といいますか。（2016年 奈良公立入試 類似）

1. 墾田永年私財法
2. 三世一身の法
3. 班田収授法
4. 公地公民制

答え合わせ・解説

問1	答え 3 地方ごとの特産物を都に納めるもので、運搬の負担も伴った。	木簡は、荷物の内容物や送り主を記したラベルのような役割を果たしていました。「塩」を税として都へ運んだ記録があることから、これは律令制の「調」に該当します。調は地方の特産物を納める税であり、納税者が自ら都へ運ぶ「運脚（うんきゃく）」という重い負担を伴っていたことが、発掘された木簡の記録から裏付けられています。
問2	答え 1 すべての土地と人民は国家のものであるという「公地公民」の原則を維持し、税収の基盤を確保し続けるため。	班田収授法は、土地は国家からの貸与品であるという立場をとっています。一代限りの貸与とすることで、土地が世襲されて私有地化するのを防ぎ、国が直接人民から租税を徴収し続ける体制を維持しようとした。しかし、のちには人口増加による土地不足や、農民が負担に耐えかねて逃亡するなどの問題が生じ、この制度は行き詰まることとなります。
問3	答え 1 各地の特産物を都まで自力で運ぶ必要があり、運搬の費用や食料も負担者側が用意した。	「調」は単に産物を納めるだけでなく、それを地方から都まで運ぶ「運脚」の負担が非常に重かったことが特徴です。運搬中の食料（道糧）も自前で用意しなければならず、農民にとって大きな生活の負担となっていました。また、この税は主に成人男性（正丁など）に課せられたものでした。
問4	答え 1 万葉仮名	奈良時代には日本独自の文字である平仮名や片仮名が成立していなかったため、漢字の音や訓を借りて日本語の音を書き表す工夫がなされました。この表記法は、のちに平安時代に成立する平仮名や片仮名の原型となりました。当時の資料では、現代の感覚では漢字の羅列に見えますが、音を追うことで和歌として読むことができます。
問5	答え 1 土地の面積に応じて、収穫した稲の一部を納める「租」という税が課された。	班田収授法で貸し与えられた区分田には、面積に応じた税負担が設定されていました。これが「租」であり、収穫した稲の約3%を納める義務がありました。一方で「庸」や「調」は、土地ではなく、成人男性などの「人」に対して課された税であり、区分田の有無とは別の基準で徴収されていました。
問6	答え 1 A:国 B:郡 C:里	律令制度の地方行政区分は、広い範囲から順に「国（くに）」・「郡（こおり）」・「里（り、のちに郷）」と定められていました。「筑前」は国名、「嶋」は郡名に該当するため、この順序が適切です。「道・府・県」は現代、「藩」は江戸時代の区分です。
問7	答え 2 防人の歌などが収録されており、都の貴族だけでなく地方の人々の生活や感情も反映されている。	万葉集は、特定の特権階級だけでなく、九州の沿岸警備にあたった防人や、名もなき民衆の歌が収められている点に歴史的価値があります。これは、奈良時代の文化が都だけでなく地方とも関わりを持っていたことを示唆しています。なお、最初の勅撰和歌集は平安時代の『古今和歌集』であり、日本最古の漢詩集は『懷風藻』です。
問8	答え 1 聖武天皇の命により、仏教による国家の安泰を祈願して全国に国分寺・国分尼寺が建てられた	平城京から平安京へ遷都するまでの期間は奈良時代にあたります。この時代、聖武天皇は仏教を深く信仰し、国ごとに国分寺・国分尼寺を造営する詔（みことり）を出しました。また、この時代には和同開珎などの貨幣も鑄造され、平城京の造営費用などに充てられました。他の選択肢は、飛鳥時代（聖徳太子）や平安時代（遣唐使停止、平将門の乱）の出来事であり、時代が異なります。
問9	答え 1 墾田永年私財法	人口の増加にともなう口分田の不足を解消するため、政府は当初、723年に「三世一身の法」を出して三代に限り私有を認めましたが、期限が来ると土地が国に没収されるため、農民の開墾意欲は続きませんでした。そこで743年、開墾した土地を永年（永久）に私有することを認めるこの法律が制定されました。この制度により公地公民の原則が崩れ、貴族や寺院が広大な私有地である「荘園」を形成するきっかけとなりました。